令和6年5月15日 制定

(設置)

第1条 東京大学大学院理学系研究科(以下「研究科」という。)にクォーク・核物理研究機構(以下「機構」という。)を置く。

(目的)

第2条 機構は、原子核、核子などの量子多体系を物理学の観点から解明し、理学の研究 フロンティアを拡大するとともに応用分野を開拓するための教育研究を推進することを 目的とする。

(組織)

- 第3条機構に次の部門を置く。
 - (1) 核子多体系研究部門
 - (2) クォーク多体系研究部門
 - (3) 高エネルギーQCD 研究部門

(機構長)

- 第4条機構に機構長を置く。
- 1 機構長は、研究科専任教授会において、本学専任の教授のうちから選出する。
- 2 機構長は、機構を代表し、その管理及び運営を総括する。
- 3 機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

- 第5条 機構に運営委員会を置く。
- 1 運営委員会は、機構の管理及び運営に関する重要事項を審議する。
- 2 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、機構長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が委嘱する。
 - (1) 研究科専任の教授又は准教授 若干名
 - (2) 機構専任又は兼任の教授、准教授又は講師
 - (3) 学内外の学識経験者 若干名
 - (4) その他機構長が必要と認めた者
- 5 前項第1号、第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 (補則)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、運営委員会の 議を経て別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される機構長の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行後最初に委嘱される第5条第5項第1号、第3号及び第4号の委員の 任期は、同条第6項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。